

○国土交通省告示第千二百五十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和四年十二月七日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一級河川那賀川水系派川那賀川及び桑野川改修工事（原ヶ崎堤防・徳島県阿南市黒津地町山下地内から同市原ヶ崎町本原ヶ崎地内まで）

第3 起業地

1 収用の部分 徳島県阿南市黒津地町山下、戎野及び末広並びに原ヶ崎町堤内、本原ヶ崎、居屋敷及び堀川床地内

徳島県阿南市黒津地町山下地先河川敷地、戎野地先河川敷地及び末広地先河川敷地並びに原ヶ崎町堤内地先河川敷地、本原ヶ崎地先河川敷地及び堀川床地先河川敷地

2 使用の部分 徳島県阿南市黒津地町戎野及び末広並びに原ヶ崎町堤内、本原ヶ崎、居屋敷及び堀川床地内

徳島県阿南市黒津地町戎野地先河川敷地並びに原ヶ崎町本原ヶ崎地先河川敷地及び堀川床地先河川敷地

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一級河川那賀川水系派川那賀川及び桑野川改修工事（原ヶ崎堤防）」（以下「本件事業」という。）は、徳島県阿南市黒津地町山下地内から同市原ヶ崎町本原ヶ崎地内までの一級河川那賀川水系派川那賀川（以下単に「派川那賀川」という。）及び一級河川那賀川水系桑野川（以下単に「桑野川」という。）右岸の延長714mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする河川改修工事である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川のうち一級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、河川法第9条第1項の規定に基づき国土交通大臣が行うものであり、起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

桑野川は、その源を徳島県阿南市新野町の矢筈山に発し、堂谷川等の支川を合わせながら東北に流れ、同市福井町大原に至って、那賀川下流部の平野部に出て、岡川等の支川を合わせながら、同市原ヶ崎町地内で派川那賀川に合流し、紀伊水道に注ぐ、幹川流路延長27kmの河川である。そのうち、派川那賀川は同市原ヶ崎町地内の一級河川那賀川水系那賀川からの分派点から紀伊水道に注ぐ河川延長3.6kmの河川であり、桑野川及び派川那賀川の両河川を合わせた流域面積は100km²である。

派川那賀川及び桑野川は、その流域に徳島県南部地域の拠点都市としてこの地域における社会、経済、文化の基盤をなしている阿南市を擁する治水上重要な河川であるが、流域内の年間平均降水量が2,000mmを超えており、前線に伴う集中豪雨による洪水被害が多く発生している。平成26年8月の台風12号による洪水では浸水面積295ha、床上浸水家屋51戸、床下浸水家屋140戸、平成28年9月の台風16号による洪水では浸水面積225ha、床上浸水家屋16戸、床下浸水家屋53戸の被害が発生したほか、昭和36年9月の第二室戸台風では、台風による海面の水位上昇により高潮が発生し、阿南市では、家屋の全壊13戸、半壊85戸、床上浸水654戸及び床下浸水2,702戸の被害が発生した。

加えて、派川那賀川及び桑野川流域は、水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定に基づき、平成28年5月に洪水浸水想定区域に指定され、さらに、同法第14条の3第1項の規定に基づき、令和2年9月に高潮浸水想定区域に指定されており、想定最大規模の洪水又は高潮が発生した場合には、大規模な浸水被害を受けることが想定されている。

派川那賀川及び桑野川の治水対策は、平成18年4月に策定された那賀川水系河川整備基本方針（平成24年11月変更）に沿って、平成19年6月に策定された那賀川水系河川整備計画（令和元年7月変更）に基づき、基準地点大原における河道整備流量を950m³/秒とし、岡川等からの流入量を合わせ、河口において1,150m³/秒を流下させるとともに、昭和36年9月の第二室戸台風による高潮と同規模の高潮に対応することを目標として、築堤、護岸の整備等が順次実施されてきたところである。

本件事業は、堤防が未整備であることから流下能力が低く浸水被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間について、整備計画に基づき築堤を行うことにより流下能力の向上が図られ、想定最大規模の洪水による被害とともに昭和36年9月の第二室戸台風による高潮と同規模の高潮による被害を防止することができることから、流域住民の生命及び財産の保全に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成30年11月等に、同法等に準じて任意で工事実施に伴う騒音、振動等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目についても法令により定められた基準等を満足するとされている。さらに、起業者は、必要に応じて低騒音・低振動型機械を使用し、周辺的生活環境に配慮しながら工事を実施することとしている。

また、上記の調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているハクセンシオマネキ、シオマネキ等、準絶滅危惧として掲載されているヒロクチカノコガイ、ウミゴマツボ、シラギクガイ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているウラギクがそれぞれ確認されている。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは低減されると予測されている。主な保全措置として、ヒロクチカノコガイ等については、本川と入り江の連続性が失われることから、本川と入り江を完全に締め切らない工法の採用や樋門の設置を、シラギクガイ等については、生息地である干潟が改変されることから、干潟内の重要箇所への重機の進入及び仮置場設置等の規制、濁水防止フェンスの設置を実施することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していない。なお、工事の実施に当たり遺構等が確認された場合は、起業者は、徳島県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、堤防が未整備である本件区間において新たに堤防を整備する事業であり、その事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、申請案である土堤案及び特殊堤（コンクリート構造）案の2案による検討が行われており、両案を比較すると、申請案は、

取得必要面積及び支障物件数が多く土地利用に与える影響は大きいものの、施工方法は一般的な盛土工が主となるため、施工期間が短く早期に公益を発揮できること、事業費が低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、堤防が未整備であることから流下能力が低く浸水被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間について、流域住民の生命及び財産を保全するため、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、阿南市長より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。